

事務所だより

第113号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

産休・育休中の社会保険料納付の違い

会社員や公務員等が勤務先で加入する社会保険と個人事業主等が加入する社会保険は異なります。原則として、会社員や公務員は、健康保険（介護保険を含む）、厚生年金保険に加入し、個人事業主等は国民健康保険と国民年金に加入します。ただし業種により例外がありますので、今回は原則での加入を基に説明いたします。

勤務先の社会保険に加入している方

勤務先で社会保険に加入し、保険料を支払っている方（被保険者）が産前産後休業と育児休業を取得する場合、次の手続きを行うことで保険料の支払いが免除されます。

・産休取得期間

「産前産後休業取得者申出書」を提出

・育児休業取得

「育児休業等取得者申出書」を提出

提出することで、事業主、被保険者ともに休業期間中の健康保険料と厚生年金保険料の支払が免除されます。

なお、免除された加入期間は、将来の年金額の計算をする際、保険料を納めた期間として扱われます。

個人事業主等の方

個人事業主や会社の社会保険に加入していない方が産前産後休業と育児休業を取得する場合、現時点では国民健康保険、国民年金ともに社会保険料免除制度がありません。したがって、産前産後休業と育児休業中も国民健康保険料と国民年金保険料を納める必要があります。

なお、経済的に保険料の支払いが難しい場合、国民年金に関しては「保険料免除」や

「納付猶予」制度がありますので、免除対象になるか相談されることをお勧めします。免除された期間は、将来の年金額から納付した場合よりも減額されますが、納付期限から十年以内であれば「追納」することが出来ます。

産前産後期間のみ免除に

厚生年金保険の産前産後休業期間中の保険料免除制度から遅れること五年、ようやく二〇一九年四月から国民年金に対する産前産後期間の免除制度がスタートします。この免除制度が適用される

方は、二〇一九年二月以降の出産日の方です。

なお、二〇一九年四月一日以降に届出てください。

保険料免除は、出産の予定日（産前産後免除に係る届出を行う前に出産した場合、出産の日）の属する月の前月（多胎妊娠の場合は三か月前）から出産予定月の翌々月までの期間です。（図参照）

免除された期間は、将来の年金額の計算をする際、保険料を納めた期間として扱われます。なお、付加保険料は納付できます。

（図）産前産後期間の保険料免除期間について

（出産前に届出を行う場合）

・単胎の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
				↓ 出産予定日					

・多胎の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
				↓ 出産予定日					

（2019年3月出産後に届出を行う場合）

・単胎の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
				↓ 出産予定日					

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

「生涯現役支援プロジェクト」(仮称)

厚生労働省は、働く意欲のある高齢者を後押しするため、二〇一九年度から「生涯現役支援プロジェクト」(仮称)を開始する方針です。

調査では、六十五歳超で就労を希望していても就労していない割合が男性で二割、女

性では五割に達しているとのこと。そこで、六十五歳以上の高齢者に対して、全国八カ所の大都市圏に「特設シニアしごと窓口」を設けて「動き出し支援」を行われます。在職中の高齢者については、セカン

ドキャリア設計に向けたセミナーが全国で開催される予定です。

フリーランスなど多様な働き方を希望する高齢者には、シルバー人材活用センターを活用することで仕事が提供されます。



Q 1週間前から私傷病で休職中の従業員がいます。傷病手当金の申請手続きのため本人へ連絡したところ退職を申し出てきました。退職した場合、傷病手当金の申請手続きはどうすればよいのでしょうか？

退職後の傷病手当

A 傷病手当金は、私傷病の療養のため仕事を休んだ日から連続3日間の待期期間の後、4日目以降の就労に就けなかった日に対して支給されます。退職により健康保険の被保険者資格を喪失しても、次の要件を満たせば受給することができます。

1. 退職日までに継続して1年以上の被保険者期間があること。ただし、健康保険任意継続の期間は含みません。
2. 退職日の翌日時点で傷病手当金を受給している、または受給条件を満たしていること。
3. 連続3日間の待期期間があり、その翌日(4日目)以降に退職していること。なお、待期期間は有給休暇、土日・祝日等の公休日でも構いません。

退職日は在籍中となるため、初回の申請時は事業主の証明が必要です。休業日から退職日までの勤務状況を記入して証明します。2回目以降の申請は、既に退職していることから事業主の証明は不要です。退職後の申請書提出は、本人や家族等が行います。

なお、老齢年金を受けているときは退職(資格喪失)後の傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されますので、申請前に確認してください。

一月の労務手続 「提出先・納付先」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)

「労働基準監督署」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

「郵便局または銀行」

二十一日

○特例による源泉徴収税額の納付(前年七月～十二月分)

「郵便局または銀行」

三十一日

○労働者死傷病報告の提出(休業四日未満、十月～十二月分)

「労働基準監督署」

○労働保険料の納付(延納第三期分)

「郵便局または銀行」

○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

○法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計票)の提出

「税務署」

○給与支払報告書の提出(一月一日現在のもの)

「市区町村」

○個人の道府県民税・市町村民税の納付(第四期分)

「郵便局または銀行」

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出

「給与の支払者」

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え

「給与の支払者」

編集後記

今冬は事情があり、ベランダで育てている多くの観葉植物を室内に入れました。日光の当たる範囲が限られるため、植木鉢と鉢受けを引き摺って右往左往しています。

(きん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com